

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 6 月 26 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市市民文化局市民生活部消費生活課 TEL (011) 211-2245 FAX (011) 218-5153

2 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称 アイヌ施策課公用車借受
- (2) 調達案件の数量 2 台
- (3) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (4) 納入期限 令和 6 年 9 月 1 日
- (5) 借受期間 令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までとする。ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であるため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該調達に係る予算の減額又は削除があった場合には、契約を解除することがある。

(6) 納入場所

ア 札幌市アイヌ文化交流センター（札幌市南区小金湯 27）

イ 札幌市共同利用館（札幌市白石区本通 20 丁目南 1-56）

(7) 入札方法

月額（2 台分かつ 1 月当たりの賃貸借料金）で行う。なお、決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 年～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」、小分類「自動車賃貸業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者ではないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 告示日を起点とした過去 1 年において、同様の調達の契約実績があること。
- (7) 調達を担当する事業所（本店・支店等）が札幌市内にあること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記１に同じ。なお、入札説明書は下記URLのホームページからもダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/shohi/keiyaku/ippankyoso/ippan.html>

(2) 入札書の受領期限

令和6年7月8日（月）17時00分まで（必着とする。）

(3) 開札の日時及び場所

令和6年7月9日（火）10時00分

札幌市役所 13 階市民文化局会議室（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

(4) 入札書の提出方法

別紙 1 の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記 4 に掲げる競争入札参加を有することを証する書類（別記「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 入札手続の詳細 入札説明書による。